

### 少人数私募債（社債）を活用する

#### 1 特例有限会社

「有限会社がなくなる」といわれることがありますが、これは、会社法の施行後は、有限会社を新しく設立することはできなくなるためです。しかし、現在、既に設立されている有限会社が無くなってしまいうということではなく、現在の有限会社は、特例有限会社として、存続します。有限会社が、特例有限会社となるには、特別な手続きは必要としません。これを機に、有限会社から株式会社に変更することも可能です。特例有限会社は、現在の有限会社のメリットを残したまま、株式会社の取り扱いが適用されます。

#### 2 会社法の施行

会社法の施行により、株式会社以外の合名・合資会社、合同会社でも、社債の発行が可能になります。特例有限会社も社債を発行することができるようになります。社債というと上場企業が発行する社債をイメージしがちですが、中小会社においては、少人数私募債の発行が中心になります。

少人数私募債は、50名未満の縁故者を対象として簡便な手続きで発行できる社債です。発行会社自身で、直接、縁故者に対し引受を募って発行するため、銀行等（社債管理者）との契約の必要がありません。発行できる金額は、縁故者の資金力によるところが大きいです。少人数私募債の活用により縁故者から資金調達やり易くなると考えられます。

資金を出資する側にとっては、少人数私募債は、増資をして配当を受け取るよりも、税負担でのメリットなどもあるため、出資しやすい方法であるといえます。出資を受ける会社側にとっては、増資をした場合には、株式を発行するため会社の経営に口を出される可能性があります。少人数私募債であれば、その心配はありません。

#### 3 機動的な発行

取締役会を設置している株式会社においては、取締役会で償還の金額、利率の上限及び社債の発行価格の下限のみを決議すれば足り、具体的な社債額等

の決定は、代表取締役委任することができることとなります。これにより、代表取締役の判断により必要なときに必要な金額の社債を発行するという機動的な社債の発行も可能になります。会社法施行後には、有限会社の方も、資金調達の方法として、少人数私募債を検討されてはいかがでしょうか？

#### 4 少人数私募債の特徴

対象者は50名未満	経営者、役員、従業員、取引先企業、取引先企業の役員・親族、顧問弁護士、知人、友人など。 50名未満というのは、過去6ヶ月以内の累計の人数となる。
担保が不要	親族縁故者との信頼関係があれば担保は不要。
期間・利率の設定が自由	発行に際して銀行等の金融機関の関与がないため、発行企業が自由に社債の発行条件を設定できる。
銀行交渉・届出が不要	銀行の融資条件を満たす必要はないため、引受者さえいれば、銀行借入が困難な会社でも（？）発行が可能。財務局・銀行への手続きは不要。ただし、発行金額が1億円以上になると社債権者への告知を行う必要がある。
投資家の税負担メリット	社長から会社への個人貸付の場合、利息は雑所得（総合課税・最高50%）となるが、社債の場合には、利子所得（源泉分離20%）となり、高額所得者の場合、税負担のメリットが見込まれる。
社債としての一般的事項	社債権者には株主と異なり、議決権がない。 配当は会社の業績に左右されるが、利息は安定した利息が見込まれる。通常、満期一括返還のため、期間中の資金繰りに余裕が生まれる。

（担当：小林 進）